

名古屋議定書 COP-MOP 4 の主要な決定の概要

○ 名古屋議定書の実施状況に関する監視と報告（議定書第 29 条）

名古屋議定書第 29 条において、締約国は自国の義務の履行状況を監視し、議定書を実施するためにとった措置について締約国会議に報告することとされている。前回の COP-MOP3 では、締約国及び非締約国による国別報告書の提出を歓迎するとともに、次回の国別報告書の提出準備として事務局が報告様式をレビューするとされ、報告間隔についても再検討とされた。今 COP-MOP4 では、名古屋議定書の実施に関する国別報告書の改訂ガイドライン及び様式が決定した。また、当該国別報告書の期限は 2025 年 6 月 30 日に決定した。

○ 名古屋議定書第 4 条 4 の文脈の ABS に関する国際文書（同第 4 条）

名古屋議定書 COP-MOP において ABS に関する国際文書を特定することに関し一致できず、今会合の最優先課題である昆明・モンリオール生物多様性枠組の議論に集中すべき観点から、次回 COP-MOP5 において検討を継続することとされた。

○ 地球的規模の多数国間利益配分メカニズム（GMBSM）（同第 10 条）

遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、国境を越えた状況で存在するもの、又は情報に基づく事前の同意を得ることができないものについて、地球的規模の多数国間利益配分メカニズム（GMBSM）の必要性について検討するもの。本議題は別途生物多様条約 COP15 において議論された遺伝資源に係る塩基配列情報（DSI）と関連していることから、今 COP-MOP4 において議論を進められず、次回 COP-MOP5 において検討を継続することとされた。